

これまで支援の手が届いていなかった子どもたちへの支援を実現するための取組

生涯学習課・児童家庭課

学校基本調査をもとに5月1日現在の  
各市町村の中卒進路未定者数を把握

市町村教育委員会を訪問

- ・進路未定者の把握状況及び支援状況について聞き取り
- ・対象の子どもを若者サポートステーションにつなげるなど、支援機関について検討
- ・今後の見守り方法について確認
- ・子どもを18歳までフォローする方法について相談

人権教育課

教育支援センターを訪問（県内22箇所）

- ・教育支援センターにおける支援状況
- ・通所することができていない子どもへのアプローチや把握の状況
- ・中卒・高校中退の子どもの受け入れ、市町村をまたぐ横断的な受け入れ等の実施を依頼
- ・若者サポートステーションの周知
- ・通所していた子どもの進路把握を依頼

A市教育支援センターの状況 小中学生（12名）が入所

【課題】

- ・広域のため、保護者の送迎ができない子ども（特に小学生）は通所できない。
- ・教材等が十分揃っておらず、学習支援が十分できない。

把握した情報をもとに、学校、市町村、関係団体等に協力

要請

支援機関が把握できず、支援が届かないケース（①②）

① 中学卒業後、  
県内に就職して、  
その後、離職した者

把握できない  
支援が届かない

支援機関  
（若者サポートステーション 等）

把握できない  
支援が届かない

② 高校を  
中途退学して、  
進路が未定の者  
（※県立学校を除く）

※県立は中途退学者を  
つなぐシステム有り

現状

改善案  
①

中学校  
（教頭、進路指導担当、  
生徒指導担当など）

中学校が少なくとも卒業後1年  
間、  
対象の子どもに連絡、状況を把握

市町村  
教育委員会  
（少年補導育成セン  
ター）

各企業等から市町村教育委員会に、対象の子どもの離職情報が提供  
されるよう、各経済団体等の協力を得て、協定（離職の際には本人が  
中学校に伝える、企業から中学校に伝えるなど）を締結するなど

各経済団体  
（各企業  
等）

改善案  
②

私立・国立・市立  
高校  
（教頭、進路指導担当、  
生徒指導担当など）

対象の子どもが中途退学する場合に、本人又は保護者から同意書  
をとり、支援機関に情報提供を行うことについて、はたらきかけを  
強化する。

本人  
保護者

状況  
把握

アプローチ

情報  
提供

情報  
共有

情報  
提供

アプローチ

同意書